**■ 指定変更申請について（児童発達支援・放課後等デイサービス）**

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて利用定員を増やすときは、児童福祉法第２１条の５の２０の規定により、指定変更申請の手続が必要です。指定変更申請書は、事前相談を受けた上で、変更する前月の１０日までに提出してください。

※ 新たなサービスを追加する場合は、指定変更申請ではなく新規指定申請です。

**１　手続きについて**

（１）事前相談（変更の前々月までに）

事前予約の上、来庁し相談を行ってください。変更前の状況、変更が生じる理由、変更後の事業計画等分かる書類（様式任意）を持参してください。

（２）変更申請書の提出（変更前月１０日締切）

電子申請により、変更申請書類を提出してください。

（３）現地確認（不要の場合も有）

変更の状況によって現地確認を行います。現地確認を行うか否かは、事前相談の際に子ども施策推進課から指示します。

**２　留意事項**

サービス量（定員）の増加以外の変更については、変更届出書の提出が必要です。変更の内容によって、提出方法や提出期限が異なりますのでご注意ください。詳細は、市ホームページを御確認ください。

事前相談を行っていない場合、変更申請書の提出は受け付けられません。上記のとおりに手続きを進めてくださるようお願いします。

**３　提出書類**

　次頁、提出書類一覧をご参照ください。

**≪提出書類一覧≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更申請が必要な  サービス種類 | 必要書類（変更後のもの） |
| 児童発達支援  放課後等デイサービス | 指定障害児通所支援事業者指定（更新･変更）申請書 |
| 付表 |
| 児童発達支援　　　　　　付表２ |
| 放課後等デイサービス　　付表４ |
| 事業所の平面図  ・寸法、各部屋の用途と面積を記入。  ・指導訓練室、他サービスとの共有部分を色分け。 |
| 設備・備品等一覧表 |
| 運営規程 |
| 体制届  ・障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書  ・障害児（通所）給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| 勤務形態一覧表 |
| その他必要書類（※指示があった場合） |